

農産物の表示



キャベツ
原産地 和歌山県

- 農産物とは、「野菜」、「果物」、「豆類」などを言います。
- 「名称」と「原産地」を表示する。
- 「名称」は一般的な名前を表示する。
- 「原産地」は国産品と輸入品で表示が異なる。

国産品：県名を表示（※市町村名・一般に知られている地名でも良い）
輸入品：原産国名を表示（※一般に知られている地名でも良い）

有機農産物の表示は、環境への負荷を軽減するという考え方の下で、科学的に合成された肥料・農薬を2年以上（多年作物は3年以上）使用せずに生産され、登録認定機関に認定された場合にのみ認められています。



登録認定機関名

乾燥（豆類、米穀等は除く）・加熱・味付け等をすると加工食品となります。
(たけのこ水煮・干しこいたけ等)

- ※一般的に知られている地名とは
- ★国内産であれば、郡名、旧国名（紀州、信州等）、島名（屋久島、淡路島等）などよく知られている地名
 - ★外国産の場合は、国名の他に州名（カリ福ルニア等）や省名（山東省等）など一般に知られている地名

玄米・精米の表示

表示例（单一原料米の場合）

名 称	精 米	產 地	品 種	產 年
原料玄米	单一原料米 ○○県 △△ヒカリ	○年産		
内 容 量	5kg			
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	○○米穀株式会社 和歌山県〇〇市〇〇〇〇-〇〇 TEL〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇			

表示例（複数原料米の場合）

名 称	精 米	產 地	品 種	產 年	使 用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (○○県 △△ヒカリ ○○県 □□ヒカリ)				10割 9割 1割
内 容 量	5kg				
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
販 売 者	○○米穀株式会社 和歌山県〇〇市〇〇〇〇-〇〇 TEL〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇				

玄米や精米を袋等で販売する場合

- 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者」を表示する。
- 「名称」は、玄米、もち精米、胚芽精米、うるち精米（精米でも可）のいずれかを表示する。
- 「原料玄米」は、次のとおり表示する。

ア 産地、品種及び産年が証明された单一原料使用のものは、「单一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記する。
イ ア以外の原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等と記載し、国産品は「国内産 △割」と、輸入品は原産国ごとに「〇〇
産 △割」と使用割合の多い順に記載する。産地、品種または産年について証明を受けている場合は、括弧を付してこれら
を記載することができます。なお、産地の証明を受けていない原料玄米についても、米トレーサビリティ法に基づき伝達される產
地を記載することができます。その場合、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載する。

- 内容量は、グラムまたは精白した年月日を表示する。
- 精米年月日は精白した年月日を表示し、玄米の場合は、精米年月日を調製年月日に代えて、原料玄米を調製した年月日を表示する。
- 販売者は、氏名または名称、住所及び電話番号を表示する。

袋への表示（ブレンド米の表示）



- 原料の使用割合が50%未満の場合は、その産地・品種名と同程度以上の大ささで表示する。
- 原料の使用割合が50%以上の場合は、その産地・品種名を明記し「ブレンド」の文字を同程度以上の大ささで表示する。

